

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成15年7月8日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

環境対策事業の取扱いについて

- (1) 阿蘇の自然と共生する環境都市をめざして、豊かな自然を財産として守り、育み、環境に配慮したまちづくりを進める。
- (2) 自然環境や景観を守るための統一したルールとして、合併時に自然環境保全のための条例を阿蘇町の例により制定する。

農林水産関係事業の取扱いについて

- (1) 農道・林道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。農道・林道台帳は合併までに作成するよう調整する。
- (2) 農業関連施設等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理・運営については新市において調整する。
- (3) 農振農用地区域については、合併までに見直しを行い、新市において作成する農業振興地域整備計画書に基づき調整する。農業振興地域整備協議会は、新市において新たに設置する。
- (4) 中山間地域等直接支払制度は、新市において引き続き実施するものとし、基本方針については、国の動向を踏まえ新市において作成する。地域農業マスタープランは、新市において調整し、速やかに新市のマスタープランを作成するものとする。他の各種計画書も同様とする。
- (5) 生産調整対策(転作)事業については、国の制度改正を踏まえ調整し、引き続き実施する。生産調整推進協議会は、新市において新たに設置する。生産調整基本計画は、新市において新たに作成する。生産調整や生産調整単独助成事業については、新市において調整する。
- (6) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想については、新市において新たに構想を策定するものとし、認定農業者の基準となる営農類型については、地域の特性に配慮し設定する。促進体制(組織等)については、新市において新たに設置するものとする。
- (7) 林務関連事業は、新市において調整し引き続き実施する。林業整備計画については新市において調整し、新たに作成する。有害鳥獣駆除関係は、新市において調整する。緑の少年団育成事業については新市において統合し、引き

続き実施する。

- (8) 国営大野川流域水利事業については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (9) 火入れ許可については、新市において新たに条例を制定する。

商工観光関係事業の取扱いについて

- (1) 工場誘致奨励条例及び企業誘致事業については、合併までに調整し新市において新たに制度を設ける。ただし、合併時において奨励措置を受けているものについては、現行制度を期間内まで適用する。
- (2) 融資制度については、新市において新たな制度を設けるものとし、商店街支援事業については、新市において調整する。その他商工業振興事業については、新たな制度を設ける。
- (3) 商工会及び観光協会の統合については、それぞれの事情を尊重し調整に努める。
- (4) 観光関連施設については、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理運営については新市において調整する。
- (5) 各種イベントについては、地域の活性化を目的とした観光振興や地域の風土で培われた伝統的な郷土芸能等は個性を尊重し、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

法定協議会への移行時期について

- 案 法定協議会を平成15年 9月 1日に設立する。
- 案 法定協議会を平成15年10月 1日に設立する。
- 案 法定協議会を平成15年 月 日に設立する。